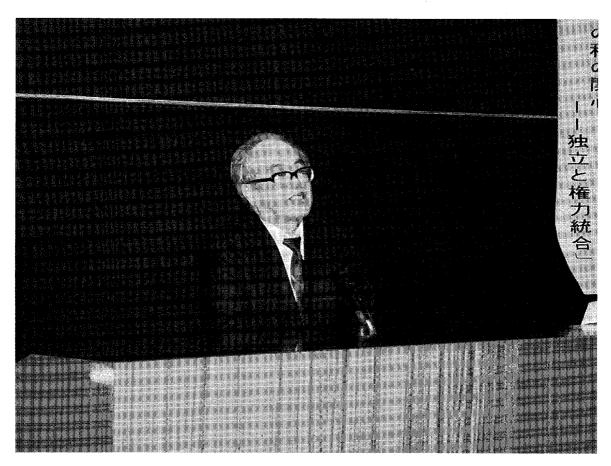
大林洋五助教授最終講義

民族問題への私の関心 ----独立と権力統合



私は中国研究者の一人とされております。しかし、一番の専門は何かといわれたら、国際関係論、中でも民族問題であります。とくに中国辺境の少数民族問題、それにかかわる国際・国内問題一政治・外交・軍事・法律・経済の問題です。現在、国際関係論というのは、学界に市民権を得たようでして、大抵の大学で、教養課程か社会科学系の学部の専門課程に授業科目としてありますし、学科、学部にも、国際関係をなのる所もあるほどです。しかし、40年前には、「国際関係を研究しております。」というと「ああ、国際連合の事ですか。」と、片付けられました。国連以外の国際関係論

などほとんど問題にもされなかったのです。民族問題も、現在では、幸か不幸か民族紛争の多発のため、新聞に民族問題ののらない日はない程になっています。しかし40年前には、民族問題を研究しているといえば、精々、文化人類学 (Anthoropology)、民族学 (Ethnology)、民俗学 (Folklore)をやっているとしか見られませんでした。法律、政治、経済の世界で「民族」は、ほとんど取り上げられなかったのです。では「なぜお前は民族問題に首を突っ込んだのだ」と問われても私にも分かりません。ただ、幾つかの「きっかけ」はあったように思います。

「部落」問題から在日朝鮮人問題へ

高校時代、日本史の夏休みの課題として、私は「部落」問題を取り上げてみようと思い付きました。私の実家は愛知県の東部ですが、当時は名古屋市に下宿して通学していました。よく通る町が「部落」だと小耳に挟んだことがあり、ずっと気になっていたのです。

私自身は、銀の匙を銜えて生まれてきたわけではありませんが、特別、 生活に困る家庭だったわけでもなく、父親は大学教授で(専門はまるで違います)社会的地位はあり、「差別」ということを全く知らずに育っていま した。それまで、こういう問題には、もっともうとかったと思います。

当時、名古屋市内に一つ半あった公共図書館で資料をあさりました。今と違って、部落問題に関する図書・雑誌はわずかでした。部落問題の歴史に、室町時代・江戸時代の随筆や辞典からの引用が、いくつもの本に共通して引用されているので、その原典を確かめたいと思ったのですが、どこにもありません。名古屋には尾張徳川家の旧蔵書・蓬左文庫があります。ここへ出かけて探したら、その随筆や辞典がありました。もちろん、明治以降の影印版複刻版で十分なわけですが、ものを知らぬ強みで、一番上のカードの版で請求しました。それは文化財クラスの筆写本・古版本であったようで、文庫の人からは、この餓鬼は、何を調べにきたのかとあきれら

れました。

とにかく何とかレポートを仕上げたのですが、大した出来だったとは、 今でも思えませんが、高校生の歴史のレポートなど、どれかの本の一部を 抜き書きするのが普通だっただけに、私としては思いいれがあります。こ の後も、多分、私のしつこさでしょう、別にレポートにするといった目的 は、もうなくなったのに、部落問題の調査(といえるほどの物かどうかは 分かりませんが)は続けました。次の回のレポートは、実家の村の年貢帳 を調査したものだったのですが。調べてみると、実家の近くにも「部落」 はありました。そして、「部落」の人々、外の人々(親をふくめて)からの 聞取りによって、本で読んだ慣習と、その土地の慣習が、よく符合してい るのに驚きました。

「部落」へ二三回通ううち、妙なことに気付きました。「部落」は普通の村と不即不離の、瘤のような所に立地していましたが、その中間の、川岸へ迫り出すような位置に、在日朝鮮人の家が数軒かたまっていました。多分、終戦の混乱期に「不法占拠」「違法建築」したものでしょう、「どぶろく」密造の容疑で手入れされた事もあったとか聞きました。こんな事から、在日韓国人・朝鮮人問題などにも関心をもつようになりました。

民族独立運動と少数民族問題

私の高校・大学生の時代,1950年代は、旧植民地が相次いで独立をかちとった時代であり、歓呼の声でそれらは迎えられました。私も独立運動の成果をよろこんでいる一人でした。しかし、独立運動に伴う民族問題の複雑さ、深刻さに気付き始めました。小学生の頃見たニュース映画で、インド独立の祝典とともに、ガンジーの暗殺、インド・パキスタンの難民(多分パンジャブの)問題の発生を、理屈はわからないながらそのショックは胸に残っていました。キプロスの独立とトルコ人問題は私の大学生時代でした。

1960年代前半にはイギリス支配下の東アフリカ諸国が独立し、そこのインド系住民の(白人ではなく)イギリスへの脱出がありました。民族問題の難しさを感じていました。

京劇から中国少数民族問題へ

大学は法学部でした。人並みに法律家を志していたのです。だから第二 外国語もオーソドックスなドイツ語を選びました。しかし、サークルは、 当時最も活気があると思えた中国研究会へ入りました。入学早々、中国京 劇の、メイ・ランファン(梅蘭芳)一行の訪日公演がありました。当時は 中国との交流には、観客動員ばかりでなく、右翼のテロへの警戒も必要で した。遠巻きにガードするのに駆り出されたりしたので、京劇というもの を理解しようと、日本語版『人民中国』の京劇特集号を手始めに京劇関係 の本を若干読みあさりました。たまたま、同じ号の第二特集が、貴州省の 少数民族でした。中国も少数民族問題があるんだということをその時知り ました。私が民族問題を研究するようになったとき、主なフィールドを中 国にしたきっかけはこんな所にあります。

民族の「独立」と「連帯」

民族問題へのめり込むきっかけは、以上の三つかと思います。そして民族問題を考えていくうちに、「部落」問題と民族問題の違いなどもわかり始めました。差別の消滅は、「部落」問題においては完成を意味しますが、民族問題においては出発点をいみすると言う事です。

多くの民族独立に伴って、その足を引っ張る「独立」がある事もわかってきました。インド独立に際してハイデラバードのニザム(王)が「イギリスからインドが独立できるなら、ハイデラバードがインドから独立してもよいはず」という主張のうさん臭さは、当時(私はまだ小学生で知りま

せんでしたが) 一般にも理解されていたようです。私の学生時代には、インドネシアからの外島(スマトラ、スラウェシ、ムルッカなど) の分離運動、コンゴからのカタンガの「独立」などがありました。その「独立」が旧支配国や、旧支配層の利権維持の思惑が見え見えだからでしょう。

新興独立諸国の連帯、統合の動きも平行的に進行していました。アラブ諸国が独立(実質的なイギリス、フランス支配からの自立を含めて)するとともに統合をめざした動き、その代表は1958年のエジプト、シリアによるアラブ連合共和国の成立宣言でした。これは3年半しか続きませんでしたが。

また,アルジェリア問題から始まったフランス植民地の改編を目的とし たドゴール憲法への人民投票において、断固独立を主張し、フランスや近 隣諸国からの村八分状態の中で独立、国造りを余儀なくされたギニアのセ クートオレにしても, 当初から単独での独立を目指していたわけではな かったし、それが可能とも思っていませんでした。彼は、西アフリカの九 つのフランス植民地・信託統治領――彼のギニアのほか、マウリタニア、 セネガル,スーダン(マリー),コートジボアール,ニジェール,オートボ ルタ (ブルキナファソ), ダオメ (ベナン), トーゴーがひとつの連邦を作 り、赤道アフリカの五つのフランス植民地・信託統治領――チャド、ガボ ン, コンゴ・ブラザビル, ウバンギシャリ (中央アフリカ), カメルーンが もう一つの連邦を作り、両者とフランスとの協力関係樹立を主張していた のです。結果は、単独での独立、生き残りを計らねばならず、セクートオ レの東側(社会主義諸国)への接近がおこります。他の国々は、フランス 共同体内の自治共和国の道を歩み始めます。しかし、2年後の1960年には、 ドゴールと最も親しかった各自治共和国の指導者たちが、いっせいにフラ ンス共同体内の自治共和国では、改善にならぬとして、独立を宣言します。 それら諸国の連帯の必要性は、だれもが認めておりますが、今のところ従 来のフランス・フランに代えて、CFA (アフリカ金融共同体) フランを共 有しているほか、目立った成果はありません。CFAフランは、独立諸国の

連帯の象徴というよりは、フランス支配の延長といったほうが正しいように思います。スーダンとセネガルが、マリー連邦として独立することで合意していながら、間際で分裂し、別々の共和国になった事もありました。 統合が必要である事が分かっていても、その実現が困難である例といえましょう。

今のところ,新興独立国どうしの統合は,東アフリカのタンガニイカと ザンジバルによるタンザニアが長続きしている程度です。

独立、統一、どちらが正しい?

1991年12月には、一方ではソヴィエト連邦が解体しました。十五の共和国に分裂したのです。また一方ではマーストリヒト条約が合意されました。ECをEUに進める(経済的統合から政治的統合への一歩を踏み出す)条約です。調印は翌92年2月、発効は93年11月ですが。

全く対称的な二つの動き、どちらが進歩的、どちらが反動的なのでしょう。また、もともとの対立要因であった資本主義か、社会主義か、という問題も、資本主義だから独立とか、統一とか、どちらともいえない事がわかります。

進歩的な統合運動,進歩的な独立運動,反動的な統合運動,反動的な独立運動,その区別はどんな基準でなされるべきなのか。ある時期には正しい独立(統合)運動が,違う時期には正しくない運動になってしまうのではないか。それが私の最大の課題です。

日本のどこかで1945年12月に「ヤンキー・ゴー・ホーム」といったのと、1950年12月に「ヤンキー・ゴー・ホーム」といったのとは全く違う意味を持っているでしょう。それは、アメリカ国家の本質が変わったわけではありません。変わったのはアジアの情勢です。中国革命と朝鮮戦争です。わずか5年間でその立場は正反対になったのです。

たとえば西イリアン問題があります。この島は東側はオーストラリアの

影響力の強いパプア・ニューギニア国であり、西半分はインドネシア共和国の一州です。数多くの部族が点在して住んでいるこの島が東経141度線で二つの国になっているのは不合理のように思われます。しかし、もし今、西イリアンのインドネシアからの分離・独立を支援するとしても、1960年代にオランダとインドネシアとの間で帰属が争われたとき、インドネシアの主張を支持したのは誤りだったといえるのでしょうか。おそらく60年代に西イリアンがインドネシアから分離すべきだと主張することは、オランダの植民地支配の継続を支持する事となっていたでしょう。自然条件、居住条件は(インドネシア人の移住者の増大を別にすれば)変わっていないのにです。

沖縄の本土復帰運動などにも、恐らく同様の問題を含んでいるでしょう。 分離独立と権力統合が、正しいか否かのメルクマールとしてそれが民主 化を前進させるか否かで判断しなければならない、といわれます。まった く尤もな意見です。しかし、これを機械的に解釈すると大変な間違いを犯 すことになると思います。一例として、モロッコ、アルジェリア、チュニ ジアの独立運動に対して、当時のフランス共産党が冷淡であった、とされ ています。後にフランス共産党自身が自己批判したように、議会制民主主 義が確立していたフランスから分離して、前近代的な王様の支配するモ ロッコ、チュニジアとして独立するのは、反動としか思えなかったのです。 一番重要なことはフランス植民地主義である事を見落としていたのです。

フランスだけの話ではありません。日本も「満州国」を作ってまもなく, 満州内の蒙古族地区で伝統的な王公たちに「版籍奉還」させ,「廃藩置県」 のように旗長を任命制にし,「四民平等」のように貴族・平民・奴隷の別を なくしました。これは,一見大改革のようでいて,実は日本の支配が行き 渡るようにしたに過ぎません。では,独立と統合をどう考えるのか。それ が私のテーマでした。

スターリンの民族政策論

この頃から、スターリンの民族政策についての労作を読み漁りました。 スターリンは、十月革命当時のボルシェヴィキ指導部でロシア人でもなく、 ユダヤ人でもない、グルジア人でした。私が読み始めたときには、すでに フルシチョフによる「スターリン批判」が行われた後であり、スターリン の、民族政策論の見事さ、その成果とともに、その誤りもまた同時的に知 ることになりました。これは、のちに一緒に仕事をした先輩たちが、一度 スターリンを絶対的権威と認めて、その後、スターリン批判でその誤りを 知ったのとはアプローチの仕方が違いました。多くの失敗、逸脱、行き過 ぎがあったとはいえ、スターリンの民族政策はかなりの成果を上げたと考 えられます。それは旧ソヴィエト中央アジア諸国と1920年代にはほぼ同水 準にあったと考えられる西アジア諸国とを比較してもわかります。民族政 策をまとめていえば、

- 1. 各民族の平等
- 2. 民族文化の尊重と経済的・社会的発展
- 3. 民族区域自治と民族幹部の養成

そして、スターリンが最も力説したのは

4. 民族自決権すなわち統合・分離は民族大衆自身の意思により決定されるべきである、ということでしょう。

第4の、民族自決権については、実際にソヴィエト連邦内のいずれかの 民族がそれを行使しようとしたら、スターリンは大弾圧した事でしょう。 (実際に、この権利が意味を持ったのは、1991年です。)しかし、それにも かかわらず、民族自決権を認めるか否かを、本当の民主主義か、似非民主 主義かを見分ける基本的なものとみなしています。

中国共産党・中国人民政府の民族政策

中国共産党の民族政策は、スターリンの (ソヴィエト連邦の) 民族政策 をお手本にしています。そして、先に述べた1~3の政策は、忠実にこれ を継承しています。各民族の平等、民族文化の尊重と経済的・社会的発展、 民族区域自治と民族幹部の養成といった面で,多くの誤り,行き過ぎがあっ たものの、かなりの成果を上げた、それは以前のどの政権(中央政権のみ でなく,地方的,民族的な物もふくめて)よりも成功したと思えます。

しかし、第4の民族自決権一分離権については、否定しております。

中国共産党も初期の綱領などでは、明らかに民族自決権を掲げておりま す。しかし,日中戦争(中国人自身の言い方では抗日戦争),国共内戦をへ て,中華人民共和国を建国する頃には自決権を全くいわなくなり,憲法で は明確に「独立」を否定するようになります。これに対する中国共産党自 身の明確な説明はありませんでした。今、分離することが、双方にとって 致命的であること,物理的に少数民族の多くが大分散・小集中の状況にあっ て,分離が不可能に近いこと,などは挙げられています。しかし、自決権 の問題は、今、現実に分離することの可否をいうのではなく、潜在的な権 利の問題であり、これを否定したことの説明にはなっていません。中国で はあまりこういう法律的な思考方法は取らない、行使しない権利は権利と は考えない、といった傾向があるように思えますが、マルクス・レーニン 主義に忠実であろうとした時期に、理解できない事でした。学生時代、こ れが私の研究テーマとなりました。

中国近現代の辺境史を見ていくと、中国からの分離・独立が列強による 併合へとつながっているのが一般的です。典型的なのが朝鮮王国が清朝か ら分離・独立して大韓帝国となって、十数年後には日韓併合となった例で す。このほか、「満州国」の「独立」、「蒙疆政権」なども同様です。もちろ ん,すべての分離運動が帝国主義の手先であったと決め付けることはでき ません。あくまでも、一般的な傾向です。この事から、半植民地であった、中国では、一般的に分離運動が、帝国主義の中国蚕食を利する物であった、という認識が、中国共産党をして、分離・独立の権利一自決権を否定するようになった、これが、帝国主義ロシア、オースタリー・ハンガリーなどとの決定的な違いだと気付きました。中国共産党自身が、そのような分析をした結果かどうかはわかりませんが、彼等の方針決定にこの考えがあったと思います。

私はこのことを修士論文の主題にしました。そして、現代中国学会でも報告し、幸いにもかなり好評でした。とくに私の先生たちがアジア政経学会の委託で「中華人民共和国法規類の研究」という共同研究をやる際に私を加えて下さり、私は「少数民族関係法規」を分担、執筆しました。これ以降(1960年代後半から1970年代にかけて)私は中国民族政策擁護派の急先鋒であったようです。

経済発展と自決権

70年代末に始まった改革・開放政策によって、中国も様々な情報が明らかになり始めました。民族政策でも、あきれるような失敗や行き過ぎがあったことも明らかになりました。その事自体はさほどのショックではありませんでした。スターリン批判の前例があり、また、60-70年代には台湾の国民党政権、アメリカ合衆国、ソヴィエト連邦などからの暴露・批判報道も知っていたからです。(それらの中には、後に驚くほど正確だったのもありましたし、また、デマも極まれりというのもありました。)改革・開放の初期に、(1981年夏)チベットを旅行することができました。ここは、従来もっとも後進区域であり、政治的にも問題がある所です。行ってみて確かに中国の中でも最も社会変革も経済発展も遅れている、つまり最も貧しい地域である事はわかりました。同時に、それでも昔の、1950年代以前の探検家などが記録している状況を考えて、何が変化しているかを観察することが

できました。かなりの成果はあったと認めるのに吝かではありません。あ きれたのは、断崖絶壁に仏像や真言を掘りこんである事、そして文化大革 命期にそれをわざわざ破壊していること、そしてまた当時それを修復しよ うとしていることでした。作るのも壊すのも命懸けの場所でです。チベッ トの社会経済的発展のために、文化建設のために、人民政府が涙ぐましい 努力をしていること,チベット民衆の信仰心などに腫れ物に触るように神 経質になっていることもわかりました。しかし、民族問題はそれだけで解 決できるものではありません。例えば、ユーゴスラヴィアの民族対立のひ とつは、コソボ・メゾヒジャンのアルバニア人の問題です。コソボを、ス ロヴェニア、マケドニアのように共和国(分離権をもつ)にせず、自治州 にとどめたのは、隣国アルバニアと対立しながらも、共和国にすれば、第 2アルバニアをユーゴ国内に作り出し、アルバニアとの敵対関係をのっぴ きならぬものになるかもしれないという、旧ユーゴの配慮だったかも知れ ません。しかし,結果的には,コソボの分離運動へのセルビアの弾圧,そ してNATO軍の空爆をもたらしました。スロヴェニア,マケドニアの分離 は、比較的平和的にできました。(これは、ソヴィエト連邦の解体、チェコ・ スロヴァキアの分割の場合も、同様といえます。)国内にセルビア人居住地 を持っていたクロアチアと、セルビア、クロアチア、ムスリムの3民族の モザイクであったボスニア・ヘルツェゴヴィナが分離に流血を伴いました。 ところで、コソボから、アルバニア人たちが難民として大量にアルバニア 共和国へ逃げ出しましたが、この時、難民救援に駆け付けた各国のボラン ティアたちが啞然とした事がありました。難民よりも、土地のアルバニア 国民のほうが貧しいということです。コソボは、旧ユーゴの中で、最後進 区域でした。おそらく第2次大戦終了時には、アルバニアとコソボの生活 水準は、大差はなかったと思います。それが、コソボからの難民が、トラ クターに家財道具を積んで、アルバニアへ逃げ込んできたのを、土地のア ルバニア人が羨ましそうに見ている、という状況になっていたのです。旧 ユーゴの経済政策がアルバニアのそれよりも発展をもたらしたということ

です。しかし、だからといって、アルバニア系住民が自決権なしで承知するわけではないことを、この事件は示しています。コソボのユーゴからの分離が、即アルバニアとの統合を意味しないことも確かですが。経済発展は重要ですが、それがあれば自決権問題がなくなるわけではないことの例といえましょう。

中国---「半植民地意識」からの脱皮を

1980年代以降,つまり改革・開放政策の実施以降,中国でも民族問題についての研究論文などが数多く公刊されるようになりました。1998年には民族法規に関する単行本も出版されました。この年の秋,九州大学で学会が開催された際,一橋大学の西村氏から指摘を受けたのですが,このときには,この本はまだ私の手元に届いていませんでした。2~3か月後,到着した本を読んで,その指摘の意味が分かりました。民族自決権否定の論理は,35年前の大林の論文と同様だったからです。ただ違いは,大林は中国共産党の政策決定の理由を考えたので,そうしなければならぬといったわけではありません。少々がっかりしました。中国人はいつまで自分の国を半植民地だと思っているのだろう。植民地化が過去のものになり,東西対立による軍事基地の必要性が薄くなりつつある今,辺境少数民族地区のトラブルを外国帝国主義者の中国分割の策動だと身構えねばならないようでは,「悪い意味での」スターリン時代のままです。

呉宗金『民族法制的理論与実践』中国民主法制出版社 1998 日本語訳は西村幸次郎監訳『中国民族法概論』成文堂 1998

中国が、もう一つ考えねばならないことは、かって中国から削り取られた地域、あるいは昔の朝貢国・藩属国が、ロシア、日本、イギリス、フランスなどの制約がなくなった今、中国への復帰を考えているだろうか、と

いうことです。多くの国が、今、混乱と経済的窮乏の中にいます。そして、 中国との国境交易が大切な生活資材の入手方法となっているところさえあ ります。しかし、それらの地域に中国への統合を求める声は聞かれません。 中国自身が国境の不変更,領土拡張の意思がない事を示しているとはいえ, 住民自身が中国支配を望んではいないのが根本理由です。

かって、沖縄がアメリカ軍政下にあるころ、祖国復帰運動が沖縄住民の 主流でした。琉球立法院の議員選挙も、日本復帰が最大のテーマでした。 この選挙で異質な候補者がいました。台湾の中国国民政府への統合を主張 する候補者です。しかし、何回かの選挙でも、極々僅かの票しか集めませ んでした。国民党からの資金目当ての運動で、まともな運動ではなかった からです。国民党もそのうちに気付いて、ばかばかしくなって資金援助を 止め、この運動は自然消滅しました。中国政府は、台湾の国民党政権も、 人民共和国も、沖縄が、かって清朝の朝貢国であったことから、中国へ復 帰すべきだと、かなり後まで真面目に考えていたようです。それが、いか に現実離れしたものかは、いうまでもないでしょう。

民族問題, 独立と権力統合の問題は, 極めて政治的な問題です。それは, 扱いを誤れば底無しの紛争を引き起こす事は、近年の世界各地の民族紛争 をみればわかります。それだけに権力を握っている人々が、方針を間違わ ないよう願わずにはいられません。

権力統合が成功しつつある例として,よくEU(ヨーロッパ連合)があげ られます。EU、その前身のEC(ヨーロッパ共同体)、その前身のEEC(ヨー ロッパ共同市場),そのまた前身のEURATOM(ヨーロッパ原子力共同 体), ECSC (ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体), さらにそれらと表裏一体をな す, 軍事同盟NATO (北大西洋条約機構), 政治同盟WEU (西ヨーロッパ 同盟)のいずれも,脱退権をもつ主権国家の集まりです。これまでの加盟 国の間では、常に矛盾・対立がありました。しかし、脱退しなかったのは、 双方にとって脱退が不利益だったからにほかなりません。統合のステップ は遅く、各段階ごとに反対意見もあり、そのたびに民意を問う選挙や人民

投票がありました。しかし、EUが、ここまで続き、ここまで進展したのは、まさに脱退権を持つ主権国家の集まりであったからではないでしょうか。そして、つねに民意を確かめ、二歩前進、一歩後退を貫いてきたからではないでしょうか。統一国家でなくてはならぬというのは迷信です。

世界は、今、経済的には統合、文化的には細分化の方向にあるように見 えます。いずれにせよ、民族問題は、何よりも、当該民族の大多数が、何 時でも、拒否権をもちうる状況――これが私は自決権だと思いますが、が 重要だと考えます。

拙い話ですが、私が民族問題にのめりこんできた問題意識のようなもの をお話して、最終講義と致します。